

目 次

11月26日(金曜日)第1号

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	2
開 会(午前10時00分).....	3
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	3
日程第2 会期の決定について.....	3
日程第3 承第6号から日程第10 議第74号まで.....	3
平野市長提案説明.....	4
13番 寺町知正議員質疑.....	6
垣ヶ原総務部長答弁.....	7
13番 寺町知正議員質疑.....	7
垣ヶ原総務部長答弁.....	7
13番 寺町知正議員質疑.....	8
垣ヶ原総務部長答弁.....	8
13番 寺町知正議員質疑.....	8
垣ヶ原総務部長答弁.....	9
13番 寺町知正議員質疑.....	9
垣ヶ原総務部長答弁.....	9
13番 寺町知正議員質疑.....	9
垣ヶ原総務部長答弁.....	10
13番 寺町知正議員質疑.....	10
垣ヶ原総務部長答弁.....	10
13番 寺町知正議員質疑.....	11
垣ヶ原総務部長答弁.....	11
13番 寺町知正議員質疑.....	11
垣ヶ原総務部長答弁.....	11

13番 寺町知正議員質疑.....	11
梅田水道部長答弁.....	12
13番 寺町知正議員質疑.....	12
梅田水道部長答弁.....	12
13番 寺町知正議員質疑.....	13
梅田水道部長答弁.....	13
15番 中田静枝議員質疑.....	13
垣ヶ原総務部長答弁.....	13
討論.....	14
15番 中田静枝議員反对討論.....	14
採決.....	14
閉 会（午前10時54分）.....	16
会議録署名者	16

山県市議会臨時会会議録

第1号 11月26日(金曜日)

議事日程 第1号 平成16年11月26日

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承第6号 山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分について

日程第4 議第68号 平成16年度山県市一般会計補正予算(第4号)

日程第5 議第69号 平成16年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第6 議第70号 平成16年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

日程第7 議第71号 平成16年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第8 議第72号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算(第3号)

日程第9 議第73号 高富中学校校舎改築事業 電気設備工事請負契約について

日程第10 議第74号 山県市公共下水道事業 高富幹線官渠第2工区工事請負契約の変更について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承第6号 山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分について

日程第4 議第68号 平成16年度山県市一般会計補正予算(第4号)

日程第5 議第69号 平成16年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第6 議第70号 平成16年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

日程第7 議第71号 平成16年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第8 議第72号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算(第3号)

日程第9 議第73号 高富中学校校舎改築事業 電気設備工事請負契約について

日程第10 議第74号 山県市公共下水道事業 高富幹線官渠第2工区工事請負契約の変更について

出席議員（22名）

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
収入役	河口衛君	教育長	小林囿之君
総務部長	垣ヶ原正仁君	企画部長	船戸時夫君
市民部長	長屋義明君	保健福祉部 部長	土井誠司君
産業経済部 部長	松影康司君	基盤整備部 部長	長野昌秋君
水道部長	梅田修一君	消防長	岡田達雄君
教育次長	室戸弘全君	総務部次長兼 企画部次長	和田真吾君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林宏優	書記	桐山房子
------	-----	----	------

午前10時00分開会

議長（藤垣邦成君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、平成16年第4回山県市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（藤垣邦成君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第120条の規定により、議長において5番 田垣隆司君、20番 村瀬伊織君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（藤垣邦成君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、会期については本日1日とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、会期については本日1日と決しました。

日程第3 承第6号から日程第10 議第74号まで

議長（藤垣邦成君） 日程第3、承第6号 山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分について、日程第4、議第68号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第4号）、日程第5、議第69号 平成16年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第6、議第70号 平成16年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、日程第7、議第71号 平成16年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第8、議第72号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第3号）、日程第9、議第73号 高富中学校校舎改築事業 電気設備工事請負契約について、日程第10、議第74号 山県市公共下水道事業 高富幹線官渠第2工区工事請負契約の変更について、以上8議案を一括議題といたします。

事務局、朗読願います。

(事務局朗読)

議長(藤垣邦成君) 平野市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

市長(平野 元君) 皆さん、おはようございます。

本日は、平成16年第4回臨時会を招集しましたところ、皆様方には大変御多忙の中、ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、本年は台風、地震等の自然災害が多発し、日本列島には過去最多の10個の台風が上陸いたしました。特に台風23号は、山県市では幸いにも大きな被害はありませんでしたが、飛騨地方には甚大な被害を与えました。また、新潟中越地震では多くの方がお亡くなりになり、現在も多くの方が避難所生活を余儀なくされておられます。被災された皆様に衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、本日提案いたしております議案は、専決処分案件1件、予算案件5件、その他の案件2件の計8案件でございます。これより、この議案の概要につきまして順次御説明申し上げます。

最初に、資料ナンバー1、承第6号 山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを御説明申し上げます。

今回の改正は、人事院の給与改定に関する勧告が行われたことによるもので、改正前の基準日である10月29日までに本条例の改正を行う必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成16年10月18日に専決処分を行いましたので、報告し承認を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、寒冷地手当について、従来は「合併前の美山町のうち旧北山村の区域」は2級地、「合併前の伊自良村のうち旧上伊自良村の区域」と「合併前の美山町のうち2級地に含まれない地域」は1級地として寒冷地手当の支給対象区域となっておりました。今回の改正により、山県市全域が寒冷地手当支給対象地域から除外されることとなりました。よって、山県市職員の給与に関する条例、山県市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例及び山県市の公益法人等への職員の派遣に関する条例の本則中、関係字句の削除等を行うものでございます。

また、この改正による激変緩和措置といたしまして、支給対象地域から除外となる地域においては、改正後2年間は改正前の支給額を維持し、3年目は年間4万円、以後1年ごとに年間3万円ずつ逡減させた金額を支給し、最長で6年間、ゼロ円になった時点で終了となる経過措置を附則で規定いたしております。

続きまして、資料ナンバー2、議第68号 平成16年度山県市一般会計補正予算(第4

号)につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額から1,886万2,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を151億8,496万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、本年4月の人事異動等により、各費目に人件費の過不足が生ずるため、また、他会計に属する一般職の人件費の不足分を繰出金として予算補正するものでございますが、総額では減額となるものでございます。

なお、人件費の全体の内容といたしましては、末尾に添付してございます補正予算給与費明細書のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、資料ナンバー3、議第69号 平成16年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に151万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を6億2,367万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、常勤職員の会計間異動等に伴う人件費の補正でございます。必要財源としましては、前年度繰越金を計上いたしております。

次に、資料ナンバー4、議第70号 平成16年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に119万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億9,891万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、同じく常勤職員の会計間異動に伴う人件費補正でございます。必要財源といたしましては、一般会計からの繰入金を計上いたしております。

次に、資料ナンバー5、議第71号 平成16年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に106万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を12億3,284万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、同じく常勤職員の会計間異動等に伴う人件費補正でございます。必要財源といたしましては、一般会計からの繰入金を計上いたしております。

次に、資料ナンバー6、議第72号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、収益的支出の予定額に8万7,000円を追加するもので、内容につきましては人件費補正でございます。

続きまして、資料ナンバー7、議第73号 高富中学校校舎改築事業 電気設備工事請負契約につきましては、高富中学校校舎改築事業として建築主体工事、電気設備工事及び機械設備工事の三つに分離して発注する工事でございます。

建築主体工事及び機械設備工事の請負契約につきましては、第3回臨時会において議決をいただいております。今回、電気設備工事につきましては、去る7月13日に公正取引委員会が行った排除勧告により、本市といたしましても8月2日から3カ月間の指名停止処分を科しておりましたが、11月2日に処分が解けましたので、こ

のため11月15日に12社において指名競争入札を執行いたしまして、契約金額1億3,020万円で山一電気株式会社と請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び山県市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

次に、資料ナンバー8、議第74号 山県市公共下水道事業高富幹線官渠第2工区工事請負契約の変更でございますが、平成16年第3回臨時会で、山県市公共下水道事業高富幹線官渠第2工区工事につきまして、国道256号線不動橋北交差点から山県警察署北までの官渠の布設の議決をいただいております。その後、県との間で進めておりました1級河川鳥羽川の河川協議が整いましたので、当初から予定しておりました浄化センター方面への施工120.6メートルを追加し、施工延長599.1メートルを719.7メートルとしたことにより、請負契約金額を変更しようとするものでございます。工期の関係から、本臨時会に提案をさせていただきましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び山県市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本臨時会に提案をいたしました議案につきまして御説明申し上げましたが、十分な御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（藤垣邦成君） 市長の提案説明が終わりました。御苦労さまでした。

これより承第6号及び議第68号から議第74号までの質疑を行います。

発言を許します、どうぞ。

13番 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、議題の順番に行きますけれども、まず承第6号ですけれども、給与に関する条例の一部改正条例ですね。要は寒冷地手当ということを廃止すると、その原因は人事院の勧告にあるというふうに説明がありました。答弁者はどなたか詳しい方で結構ですけれども、まず、中を見ると寒冷地手当が増額になっているところもあるし減額になっているところもあるので、最初げげんに思ったんですが、今の市長の説明だと、今後数年間は暫定的な措置があるからこういう増減があるのかなと思ったんです。要は、廃止ならもうゼロになるだろうと思ったんですけども、そのあたりの確認をしたい。寒冷地手当が増のところもあるし減のところもある。その理由ですね。その点についてお尋ねいたします。

議長（藤垣邦成君） 総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 増のところはないですが、激変緩和措置としまして、2年間現在の金額を保障しまして、それから3年目に現在支給されておる金額から4万円を減じて残った金額だけを支給します。4年目には、さらにそこから3万円を減じて残った分だけを支給しますということでございますので、現在支給しております寒冷地手当、新旧対照表の4ページと5ページをお開きいただくとありがたいんですけども、旧のところ、4ページの一番下の表から5ページの一番頭までありますけれども、世帯数の区分として、扶養親族が3人以上ある職員、扶養親族が1人又は2人ある職員、扶養親族のない職員、その他の職員という区分がございまして、支給地域の区分で2級地と1級地、2級地の方がより寒いところだということで、旧美山町の北山村が入っておるわけなのでございますが、そこで一番高い人が6万7,500円でございます。

議長（藤垣邦成君） 寺町君。

13番（寺町知正君） 済みません。多分言葉が足らなかったのがごめんなさい。

増減と言ったのは、次の議第68号の補正予算を見ると、寒冷地手当について増えているところもあるし減っているところもあるということを申し上げたかった。ごめんなさいね。制度上の問題ではなくて、そういうことをお尋ねしたかったんですが、今の点はいいです。ここに書いてありますから。

それで、補正予算で増減があるというのが、承第6号で専決で廃止したと言いながら廃止していないのではないかなと。増減があるのは。

議長（藤垣邦成君） 寺町君。資料ナンバー混同しておらへんか。

承で聞いているんですよ。今の発言は資料ナンバー2の質問……。

13番（寺町知正君） 二つを一緒にしたので説明をしました。

それで、もう一回わかりやすく言いますが、まず今の2年とか4万円とかおっしゃった経過措置は、それは人事院がこうしなさいと言ったのか、山口市が独自に考えた方法であるのかというところをお尋ねしたいということ。

それからもう1点ですけど、この承第6号の条例案を見ますと、公布の日から施行するとあるんですが、公布の日はいつでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） まず、市独自ではございません。これは勧告に基づくものでございます。そして、御存じだと思いますが、寒冷地手当はそこに住んでおる人に出るんじゃないんですね。そこに勤めておる人に出るんですね。それで、異動なんかがありますと、扶養家族の多い人が行けば寒冷地手当が増えてくるわけでございますので不足を来しますし、そういうことで増減があるということです。

それから、公布は、10月18日に専決処分しておりますので、その日か次の日に公布しております。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） まず、寒冷地手当を廃止するという専決処分をしたということ、それから附則で2年間はとか、それから4万円はとかという説明がありましたね。その2年間とか4万円とかというのも、先ほどの答弁ですと人事院が示してきたものということですね。山口市独自ではなくてね。そういう理解でいいですね。答弁されたのでそういう理解をしますね。人事院がそういうふうを示してきたと、要は3年程度の計画を設けたと。

公布の日が10月18日ということになると、実際にこの寒冷地手当が廃止されたことが適用されるのはまだまだ先のことなので、なぜこんなときに専決しなければいけないのか。12月議会にのるような形での条例改正でいけないのかという疑問があるんですが、その点はどうですか。

議長（藤垣邦成君） 総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 従前の寒冷地手当が含まれております条例は10月末日が基準日で、この場に現に在職する職員に対して寒冷地手当を支払っておったわけですが、それも一括払い、年間幾らということ求めて払っておったものですが、今回の条例改正で、5カ月に分けてその毎月の月の初日を基準日とするという改正も附則のところで行われておりますので、今年は曜日の関係で10月29日が末日になるわけですが、それをやっておかないと従前の給与条例で支払わなければなりませんので、それをしないために専決処分が必要であったということでございますので、御理解いただきたいと思ます。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君、質問を変えてください。

13番（寺町知正君） はい、ちょっと何か理解し切れないところがありますけど。

次の議第68号、資料の2ですね。補正予算に行きますけれども。

4月に新しい人事になって人件費の過不足などがあるという趣旨でしたけれども、今の11月にこれを調整しなければいけない理由というのは私は全くわからない。12月でいけないのかということ。一つはそれですね。それを納得できるような説明をいただきたいということですね。

それから、もう一つ疑問があるのは、例えば時間外勤務手当というのを今調整してしまふということは、この後はもう時間外調整はこれ以後は変更がないというお立場なのかなということなんですが、いかがでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 補正の必要性といたしますのは、期末勤勉手当が主なあれでございませうけども、この12月の期末勤勉手当の支給に支障を来すということで、本来でありますと、当初予算の中の頭に人件費分においては流用ができるという文言が一つあるわけでございますので、流用でも可能なわけでございますけども、金額が大きいもんですので補正予算で御議決いただいた方がいいだろうという判断のもとに補正予算を計上させていただいたわけでございます。

それから、時間外勤務手当は、ここで最終調整をしまして今後発生しないということでございませう。よほど大きな災害があるとか何かあれば別ですけれども、通常でいけばこれで最終の補正というふうに理解しております。

議長（藤垣邦成君） 寺町君。

13番（寺町知正君） まず後の方の時間外手当の調整ですが、今11月の臨時会がたまたま開かれた、多分一番の主たる理由は、9月の議会後の議会運営委員会の説明がありましたけれども、学校のことですよね。学校の電気関係のものが発生してくるので11月に臨時会が必要だということだった、そう理解してるわけですね。たまたまあったから出したのか、どうしても今出さないとその時間外調整の手当が調整し切れないんだという執行者の考えなのか、そこをお聞きしたいということですね。

それから、もう一つ、最初の方の質問ですけれども、流用は可能だけでも金額が大きいということなんですが、それだけでは何か11月の臨時議会に出さなければならない理由にはならないように思うんですが、その点もうちょっと説明をいただきたい。

議長（藤垣邦成君） 総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 現実に12月の期末勤勉手当の支給に支障を生じますので、補正予算は必ず必要であったということでございませう。

それから、時間外のことにつきましては、確かに今回のあれで時間外が必要であったのかということになってきますと、多少どうであったかということになってきますが、ですが、補正予算をするときに何回にも分けてするんじゃなくて、もうこれで最終だから、最終と見込まれるから、いろんなこともあったら、期末勤勉手当の補正に絡めて全部出してくれということで私の方から指示しましたものですので、そういうことになったんだということでございませうが、また定例会なら定例会に時間外勤務手当の補正だけ出すというのはいかがなものかと思っております。

議長（藤垣邦成君） 寺町君。

13番（寺町知正君） 期末勤勉手当などの計算をしていくのにどうしても補正が不可

欠であるという趣旨だったと思うんですが、しかし、日本中の自治体は12月に期末勤勉手当を出すんですが、議会の時期は確かに11月に始まるどころ、12月に始まるどころありますけれども、どの自治体の場合でも12月の定例会まで待てないのでしょうか。私はそういう話は聞いたことがないです。11月に補正で計上して議会の承認を得ておかないと職員への期末勤勉手当の計算ができない。支給に支障が出るという話は実は初めて聞いて、私の理解では通常は12月の定例会でどこもやっているのが普通であろうと、特別な理由がない限り。という意味で、今の答弁ではちょっと私の理解とは違うんです。ということで、再度お答えを願います。

議長（藤垣邦成君） 総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 私、期末勤勉手当と申しましたが、12月の支払いが定例会まで待つてはできない科目があったということは事実でございますし、今まで大体12月に人件費の補正はやっておったんですが、これは大体右肩上がりのところ必ずどんどん人事院の勧告で増えたときばかりだったんですね。こういう給与が下がるとか、減額をするとかというようなのはまだ新しいことございまして、しかも3月の期末勤勉手当がなくなりました関係もありまして、その3月分の期末勤勉手当での調整ができなくなったということも一つの要因でございますし、また人事異動に絡むところの職員数の増減とか、あるいはまた給与差がある人の異動とかということも絡んでいきますので、それは一概には言えないと思っております。

議長（藤垣邦成君） 寺町知正君、質問を変えてください。

13番（寺町知正君） 一概に言えないところであるが、絶対的な必要ではないわけですね。僕の手持ちの質問は済みましたので、改めておじゃまします。

次に、議第73号ですが、資料の7です。

中学校の校舎の改築事業の電気設備関係の契約ということですが、これは今の市長の説明にもありましたが、7月の公正取引委員会の勧告を受けてということの影響で延期されていたわけです。

そこで質問するんですが、7月に一応指名をして業者が決まり、入札をするという直前の入札の停止だったわけですね。それで、今回は資料をつけていただいておりますけど、入札の参加業者、この指名のグループといいますか、指名の各社は7月のときと違っているかどうか、違っているならどこが違うのか、なぜ違うのか、なぜ変えたのかということですね。その点をお答えください。

議長（藤垣邦成君） 総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 同じでございます。

議長（藤垣邦成君） 寺町君。

13番（寺町知正君） では、指名企業はすべて一緒ということでお聞きします。

それで、次に、設計価格あるいは予定価格、これについて変更はあったのでしょうか、なかったのでしょうか。もしあったのならその理由ですね。

議長（藤垣邦成君） 総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 設計価格に変更はございません。

予定価格は、入札日の10時から入札が行われるんですが、その朝予定価格を入れるものですので、前の段階での予定価格はございません。

議長（藤垣邦成君） 寺町君。

13番（寺町知正君） 今の、予定価格は入札日の朝決めるという最終的な手続ということですが、現実的には行政体というのは気まぐれでその日にぱっと書類に書いて決めるわけじゃないですよ。意思形成は十分に担当課の中ないし担当者の皆さんでされていて、それで手続上正式には当日の朝というふうになると思うんです。そういう意味で、皆さんの頭の中にあった予定価格と、実際にこの今回の入札の予定価格1億8,060万円ですか、この価格にはずれ、違いはあるのでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 予定価格は市長が決めるものでございます。

議長（藤垣邦成君） 寺町君、質問を変えてください。

13番（寺町知正君） 市長が決めるということではあれば、僕の質問はもうできないので、これも改めて。

次に、議第74号 資料の8ですけれども、下水の工事ですけれども、これも7月に入札があって、そのうち第1工区と第2工区は特殊な推進工法と、そういう説明があったと思います。

それで、一つは先ほどの説明では、県との河川協議が整っていなかったのが区間に入っていないということでしたが、今回の図面を見ると、河川協議といっても、どちらにしても鳥羽川あるいは新川までは届いていないわけですよ。そもそもこの河川協議というのは、例えば7月に最初の入札だったわけですが、その前に終了することができなかったのかというようなことの疑問が出てきます。

それから、じゃあこのやり方でどこまで行く予定でいるのか。7月の時点でお聞きしたときは、国道についてはどこまで行くかまだはっきりしていませんというようなお話をお聞きしました。じゃあ、国道から外れたこの部分、他の部分についてはこの推進工法でいくところがほぼ決まっているか、まだ未定なのかというところがどうしても疑問

が出てくるんですが、いかがですか。

議長（藤垣邦成君） 水道部長。

水道部長（梅田修一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。河川協議の関係なんですけども、河川協議の関係は、この位置図を見ていただきますと、今回増工分で120.6メートルがあがっておりますけども、河川協議といたしましては、ここを延長いたしまして鳥羽川までを一緒に行っております。ただ、施工につきましては、今回の増工分以外の部分につきましては、処理場の建設工事、こちらの方で一応対応するというようにしておりますので、今回の増工分もそれに絡んで一緒に関係が出てきますので河川協議が必要になったと。堤防の下を10メートルぐらいの深さで通す関係で、こちらのまだ増工になっておる部分についても河川協議が必要になってくるということで、非常に方法とかいろいろな内容につきまして期間を要しまして、ちょっと当初の発注には間に合わなかったと、河川協議が終了しなかったというようなことでございます。

あと、国道の布設につきましては、とりあえずこの第2工区といたしましては、先ほど説明をいたしました不動橋の北から警察署の北まで、この区間を2工区として発注をいたしておりますけども、今年度といたしましてはこれで終わりでございまして、来年度以降にこれを延長いたしまして、ここから北へまた上っていくという形になります。

よろしいでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 寺町君。

13番（寺町知正君） まず、この今回の対象の西の方の延長は順次やっていくという趣旨だと、そういう受け取りでいいんですね。今年度にやっていくということですね。

それで、基本的なところでですけど、今回1億7,850万円、これが2億円を超えると、増額が3,353万9,100円と計算できるんですけど、約20%の延長で額も3,000万円を超えているんですね。正直に言って議会にいる立場として非常に変更が大きい、これが例えば100万円の工事だとか物品ならともかくというのを正直受けるんですよ。それを入札もせずにただ延長ですと、業者はもう当然決まっていますよね。これって、何かとてもおかしいんじゃないかと思うんですが、こんなことだったら議会で一たん議決したら年度内に時間があり金があればどんどん延長しますがねという話をされているような形で、例えば入札にするとか何らかの方法を考えるべき額、規模じゃないんでしょうか。その点、疑問がないですか。

議長（藤垣邦成君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

この変更でございますけども、変更にあたっては、この変更の目的が当初この部分も

含めて施工する予定であったということで、当初の目的には反していないということと、確かに20%という、まあ20%以内で、著しい変更ではないというような私どもは判断をしたわけでございますけども、最終的に変更が適当と判断をいたしましたのは、この設計をいたしました場合に、単独で発注する場合と変更で対応する場合と、この2点の設計金額が幾らになるかということで判断をいたしました。まず、単独で発注する場合ですと4,294万800円、これが変更で設計をいたしますと3,669万7,500円ということで、624万3,300円が変更の場合安くなるということで、市としても有利であるという観点から、変更で対応することが適当という判断をいたしました。

議長（藤垣邦成君） 寺町君。

13番（寺町知正君） 一応、単独の場合とこの変更が起こった場合との比較もされたということで、その部分はそう理解します。

あと、現実に国道256号、ここでやる工事と今回の赤線部分というのは、ほとんど交通がないに等しいところですけども、そういったような交通量だとか工事のしやすさ、工法ではなくて、そういったことも十分加味されているのかという点はいかがでしょうか。

議長（藤垣邦成君） 水道部長。

水道部長（梅田修一君） もちろん、そういう点も加味いたしております。

議長（藤垣邦成君） ほかに質問ございませんか。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 承第6号なのですが、寒冷地手当のことですけども、人事院勧告があったということですけども、山県市が寒冷地手当の対象から除外をされた理由、それがちょっと知りたいなということと、それから、現在2級地にどれだけ、1級地にどれだけ対象者があるのかということを知りたいと思います。

それから、議第73号ですけども、今回資料として入札参加業者や設計予定請負価格それぞれ出されましたけれども、入札の各企業の価格が書き込んでないもんですから十分納得できないですね、やっぱり。ですから、入札の価格を今お尋ねをいたします。

以上です。

議長（藤垣邦成君） 垣ヶ原総務部長。

総務部長（垣ヶ原正仁君） 寒冷地手当の支給対象地域が変わってきたというのは、これも人事院の勧告に基づくものでございまして、あるいはまた国家公務員の寒冷地手当に関する法律というものがございまして、その中で決められておることです。それでそれに準じておることです。原則として北海道地域だけが対象と、

そのほかの地域はそれに準ずるようなところだけを対象にしましょうというふうになってきて、従前は5区分でございましたが、今度は4区分になりまして、ちなみに岐阜県のうち寒冷地手当の対象になるところは高山市、飛騨市、揖斐郡のうち藤橋村及び坂内村、加茂郡のうち東白川村、恵那郡のうち川上村及び加子母村、大野郡、吉城郡ということが示されております。

それから、対象者でございますけども、現在114人が対象でございます、そのうちの2級地は3名でございます。

それから、入札の方でございますけども、金額を上から順番に読み上げますので、お願いいたします。

アプロ通信 1億6,000万円、高橋電気工業 1億6,000万円、長野電気工事 1億3,380万円、一松電気工事 1億5,600万円、山一電気 1億2,400万円、これは消費税抜きの金額でございます。東光電光社 1億4,500万円、岐阜愛知電機 1億3,200万円、酒井電気工事 1億3,300万円、内藤電気 1億2,800万円、名光電気 1億6,500万円、川田電機工務店 1億3,900万円、りゅうでん 1億5,678万円、以上でございます。

議長（藤垣邦成君） ほかに質問ございませんか。

質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

ただいまから、承第6号及び議第68号から議第74号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありますか。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 私は、議第73号の高富中学校校舎改築事業 電気設備工事請負契約について、反対をいたします。

これは、建物の本体や、また機械設備についての入札が行われた、請負契約についての立場と同じですけれども、全面的な改築に私は同意をすることができないためであります。

以上です。

議長（藤垣邦成君） 賛成討論はございませんか。

討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

ただいまから、採決を行います。

最初に、承第6号 山県市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認すること

に決しました。

議第68号 平成16年度山県市一般会計補正予算（第4号） 本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議第69号 平成16年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） 本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議第70号 平成16年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） 本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議第71号 平成16年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） 本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議第72号 平成16年度山県市水道事業会計補正予算（第3号） 本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議第73号 高富中学校校舎改築事業 電気設備工事請負契約について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤垣邦成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議第74号 山県市公共下水道事業 高富幹線官渠第2工区工事請負契約の変更について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤垣邦成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議長（藤垣邦成君） これをもちまして、本日の日程はすべて議了いたしました。

これにて会議を閉じ、平成16年第4回山県市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時54分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 藤 垣 邦 成

5 番 議 員 田 垣 隆 司

20 番 議 員 村 瀬 伊 織